

令和8年度 桑名市ふるさと産品創出等支援事業補助金 募集要領

桑名市（以下「市」という。）では、地域特性を生かした魅力あるふるさと産品の創出に努める事業者の支援や誘致を促進し、もって地域経済の活性化及び地場産業の振興並びに市民生活の質の向上に資するため、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング等（以下「CF 等」という。）による資金調達を実施します。調達した資金を原資に、もっと多くの人に商品を知ってもらいたい、提供していきたい、あるいは新規事業をスタートさせたいといった想いのもとでふるさと産品の生産強化や新たなふるさと産品の創出等に取り組む事業者（中小企業）を支援します。

本事業は、令和8年度桑名市一般会計9月補正予算の成立を前提として実施するものです。市議会において、予算が減額又は否決となった場合は、事業内容の変更又は本事業の中止（公募の取消）を行うことがあり、その際、当該募集に伴う提案事業者の費用負担等について市は一切補償しませんので予めご了承ください。

1. 事業概要

事業者等からの提案を公募し、魅力的なふるさと産品の生産強化、創出について審査を経て採択された事業提案については、市がCF等による寄附を募集します。

募集期間内に寄附の目標金額を達成すれば、提案事業を実施していただき、桑名市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱の規定により、採択事業者へ補助金を交付します。

【ふるさと産品とは】

市がふるさと納税による寄附金の受領に伴い寄附者に対して提供する“市の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの”であって、“地方税法の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するもの”をいいます。

2. 募集に係る事項

（1）補助対象者

下記の全てを満たす事業者を補助対象者とします。

- ①生産強化、創出したふるさと産品を、市のふるさと納税の返礼品として登録する者
- ②市内に事業所等を設置又は予定し、補助金の交付決定通知を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年以上、ふるさと納税返礼品提供事業者として取り組む者
- ③補助金の交付決定を受けた場合、提案した補助事業を必ず実施する者

（2）補助金額

- ①補助金はCF等により集めた寄附額の10分の4を交付します。
- ②CF等により集めた寄附額の10分の4が、補助対象経費の2分の1に達した場合に補助金を交付します（＝寄附目標額（補助対象経費の1.25倍）に達した場合に補助金を交付します）。
- ③寄附目標額に達成していない場合でも、補助対象経費と補助金との差額を自己資金で補完して事業を実施する場合など、市との協議により補助金を交付することがあります。

（3）補助限度額

- ①補助対象経費の総額（10分の10）を補助限度額とします。
- ②補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
- ③寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲（50%以上100%以下）内の額を交付します。
- ④他補助金等が交付される場合は、他補助金等を控除した額を補助限度額とします。

(4) 補助対象経費

経費区分	内 容
土地取得費（測量、造成等を含む）※	事業実施に必要な、新たな土地の取得に要する経費
施設整備費	事業実施に必要な、新たな施設や設備等の建設、取得又は改修に要する経費
施設・設備の撤去に係る経費	事業実施に必要な、施設・設備の撤去に要する経費
内装・設備・施工工事費	事業実施に必要な、建物の内装・設備・施工工事に要する経費
建物改造費	内装・設備・施工工事費の対象とはならない、建物そのものの改造、建物の床面積、構造の変更を伴う工事に要する経費
備品費（修繕費、保守料を含む）	事業実施に必要な物品（ただし、1年以上継続して使用でき、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入、製造に必要な経費
借料・損料	事業実施に必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業実施に必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
委託・外注費	事業実施に必要な経費のうち、応募者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせる（外注する）ために必要な経費（委任契約、準委任契約、請負契約）
通信運搬費	事業実施に必要な通信・運搬に係る経費
広告宣伝費	事業実施に必要な広告・宣伝に係る経費（補助対象経費の総額の10%を上限とし、寄附金の募集に係るものを除く）
その他	上記に記載のないものは市と協議

※土地取得費を交付の対象とする場合は、下記の要件を全て満たす必要があります。

- ・プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること
- ・新たな工場等の設置を伴う事業であること
- ・既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと
- ・土地取得等の契約を締結した日から3年以内に工場等の稼働を開始すること
- ・新規雇用の創出、雇用者数の増加につながる見込みがあること

【補助対象経費の対象外となるもの】

公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、交際費、その他市長が不適切と認める経費、返礼品等の費用に含まれる経費（原材料費、梱包資材費等）

(5) スケジュール

内容	スケジュール
事前協議	9/18（金）～10/7（水） ※応募する前に必ず市と協議してください
質問の受付	9/18（金）～9/30（水）
質問の回答	10/5（月）までに回答
応募書類提出	9/18（金）～10/13（火）
提案審査	10月中旬
審査結果通知	10月下旬
補助金交付申請	10月下旬
補助金交付決定	10月末
CF等開始	11/1（日）～（予定）
事業開始	原則として、寄附目標額達成後
事業実績報告	事業完了後
補助金額確定通知	実績報告書提出後
補助金請求	補助金確定通知の受領後
補助金交付	請求書の提出後30日以内

3. 応募資格

市内で事業を開業又は予定している者のうち、以下の事項の全てに該当する事業者

- ①中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる個人又は法人であること
- ②自らが事業の実施主体である個人又は法人であること
- ③ふるさと産品の生産、製造又は付加価値を伴う加工等を行っている又は行う予定であること
- ④桑名市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）に規定する暴力団員等又はこれと密接な関係を有しないこと
- ⑤地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ⑥会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続又は再生手続中でないこと
- ⑦税（国税及び地方税）を完納していること（ただし、納税猶予等の措置を受けている場合を除く）
- ⑧宗教活動又は政治活動を目的としていないこと
- ⑨当該年度の募集開始から補助金交付決定までの間に、市から入札参加資格停止等の措置を受けていないこと

4. 事前協議

応募する前に必ず市（ブランド推進課）と協議をお願いします。

事前協議の日時については、前もって電話又はメールにて、ブランド推進課と調整した上でご来庁ください。

事前協議では、応募内容や補助希望額等について事前確認のヒアリングを行います。また、応募方法や必要応募書類等についてもご説明させていただきます。

<問い合わせ先>

桑名市役所 市長公室 ブランド推進課（三重県桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市役所 3 階）

TEL：0594-24-1382 E-Mail：furusato987@city.kuwana.lg.jp

5. 質問の受付及び回答

本要領の内容（事業及び企画提案に関する内容を含む。）に不明な点がある場合は、以下の方法で質問していただくことができます。

項目	内容
提出期限	9 月 30 日（水）16 時 30 分まで
提出方法	質問書（様式 1）を電子メールに添付して提出 メールの件名は【質問：ふるさと産品創出等支援事業補助金】としてください
提出先	ブランド推進課メールアドレス（furusato987@city.kuwana.lg.jp）に質問書を送信 ※送信後、電話にてブランド推進課（0594-24-1382）まで到着確認を行ってください
回答方法	10 月 5 日（月）までに桑名市ホームページ上で回答

※応募資格を満たさない方からの質問、指定した提出方法以外での質問、他の提案者に関する質問、その他質問内容が公に回答すべき内容ではないと市が判断した質問等は受け付けません（回答しません）ので予めご了承ください。

6. 応募について

(1) 応募書類

書類名	個人事業者	法人事業者
事業者基本情報(様式2)	○	○
企画提案書(様式3)	○	○
収支計画書(補助対象経費の概算見積書)(様式4)	○	○
【以下は必要添付書類】	個人事業者	法人事業者
直近3期分の決算書(財務4表)(個人の場合は確定申告書など)	○	○
完納証明書	○	○
営業許可証等の写し(許認可を必要とする事業のみ)	○	○
住民基本台帳法に基づく住民票の写し(3か月以内のもの)	○	
個人事業の開廃業等届出書(届出済みの場合)	○	
履歴事項全部証明書(3か月以内のもの)		○
定款の写し		○
その他市長が必要と認める書類	○	○

(2) 応募書類作成時の注意点

- ①同一の個人又は法人が、同時期に複数の申請をした場合は失格とします。
- ②応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ③提出後の応募書類の内容変更は原則不可とします。(ただし、市が補正等を求めた場合は除く)
- ④企画提案書は、「7.(3)審査項目及び審査基準」の内容も踏まえ作成してください。
- ⑤企画提案内容によっては、補足説明等を求める場合があります。
- ⑥収支計画書(補助対象経費の概算見積書)の支出に関する予算額は税抜金額を記載してください。
- ⑦応募書類の作成に要する費用は、全て提案者の負担となります。
- ⑧応募書類は、事業者選考の目的の範囲内で複製することがあり、それ以外の目的には使用しません。

(3) 提出方法

項目	内容
提出期限	10月13日(火)16時30分まで
提出方法	必要な応募書類を電子メールに添付して提出 メールの件名は【ふるさと産品創出等支援事業補助金】としてください
提出先	ブランド推進課メールアドレス(furusato987@city.kuwana.lg.jp)に応募書類と必要添付書類を送信 ※送信後、電話にてブランド推進課(0594-24-1382)まで到着確認を行ってください

7. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方針

応募書類は、下記の審査項目及び審査基準に基づき提案内容等を審査し、採択事業者を決定します。

審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。なお、審査内容に係る質問及び異議は、一切受け付けません。

(2) 審査方法

下記の審査基準に基づき、書面審査を実施し、基準点を越えた応募者の中から予算の範囲内で採択事業者を選定します。

(3) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査内容	配点
提案者について	・実施体制、実績等	10 点
提案内容について	・優位性、独創性、新規性 ・実現性、計画性 ・市場性、成長の可能性、経済波及効果 ・ふるさと産品としての可能性	50 点
資金・収支計画について	・資金計画 ・収益性	30 点
事業提案金額について	・費用積算	10 点
合計		100 点

※採点者全員の評価点が 60 点以上の場合に採択候補者とします。

※「ふるさと産品への可能性（地場産品基準への適合性）」がない場合は、不採択となります。

(4) 審査結果（採択事業者の決定）

提案の採否にかかわらず、全ての応募者へ、審査結果をメールにて通知します。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①応募書類に虚偽の記載があった場合
- ②審査の公平性を害する行為があった場合
- ③企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明を行わなかった場合
- ④本要領等に記載する事項に違反した場合又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ⑤その他、採択事業者として適当でないと市長が判断した場合

8. 採択後について

(1) CF 等の実施

- ・採択事業者は市と詳細協議を行い、交付申請、交付決定を経て、市が民間サイト等において CF 等を実施します。
- ・CF 等の内容や寄附目標額は、市との協議において変更となる場合があります。

(2) 補助金額の確定と請求

- ・寄附目標額の達成後又は CF 等の終了後、事業を実施し、採択事業者からの実績報告、補助金額の確定、補助金交付請求を経て、市は補助金を支払うものとします。
- ・寄附目標額に達成していない場合でも、補助対象経費と補助金との差額を自己資金で補完して事業を実施する場合など、市との協議により補助金を交付することがあります。
- ・補助金は実績払いを原則としますが、採択事業者からの申出があり、経済的事情等により事業達成のため補助金額の確定前に補助金を交付する必要があると市が特に認める場合は、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがあります。

9. その他

(1) 守秘義務

応募の有無を問わず、本事業において知り得た情報を本事業の目的外に使用し、又は第三者へ開示若しくは漏えいしてはなりません。

(2) 損害賠償

補助事業の遂行中に補助事業者が市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市へ状況及び内容を報告し、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。

(3) 事故

補助事業の遂行中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等を速やかに市へ報告してください。

(4) 当該事業の停止又は中止

市の施策方針の変更や緊急その他やむを得ない理由により、当該事業を実施できなくなった場合は、募集の停止や中止をすることがあります。この場合、事業者に損害が生じても、市はその損害を一切負担しません。

10. 問い合わせ先

桑名市 市長公室 ブランド推進課

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市役所 3 階

TEL : 0594-24-1382 E-Mail : furusato987@city.kuwana.lg.jp